

ふるさと鹿児島U I ターン就活応援事業 よくある質問

令和5年4月1日時点
(随時更新予定)

1 補助対象者

Q 1. 企業規模に条件はありますか。

A. ありません。個人事業主も対象になります。

Q 2. 法人形態に条件はありますか。

A. ありません。公益法人、NPO法人、組合等も対象です。ふるさと鹿児島U I ターン就活応援事業交付要綱第3条に示す、暴力団関連、風俗関連の事業所は対象となりません。なお、国、地方自治体機関は対象となります。

Q 3. 鹿児島県内企業とはどのような企業ですか。

A. 県内に当該県外大学生等の就職場所となる事業所を開設している（又は開設予定の）企業になります。

Q 4. 鹿児島県内の企業ですが県内に3支店あります。支店毎に申請できますか。

A. できません。1法人（申請者）1回の申請となります。

Q 5. 本社が鹿児島県外にある企業の採用面接を、鹿児島県内の支店で受けた場合、対象になりますか。

A. 採用面接を受けた県内の支店又は事業所に就業する場合に限り対象となります。

Q 6. 私立学校の採用面接の場合は対象となりますか

A. 対象となります。

Q7. 採用面接を行った結果、旅費支給はしましたが不採用としました。対象となりますか。

A. 対象になります。

Q8. 非正規社員（パート・アルバイト、有期雇用等）の採用面接も対象となりますか。

A. 対象になりません。正規社員採用面接のみ対象となります。

Q9. 企業説明会などに参加する場合も対象となりますか。

A. 対象なりません。インターンシップ、採用面接のみ対象となります。

Q10. 内定式や内定者説明会などに参加する場合も対象となりますか。

A. 対象なりません。インターンシップ、採用面接のみ対象となります。

Q11. 筆記試験のみの採用試験を行い、面接はしませんでした。対象になりますか。

A. 採用面接がなければ、対象なりません。

Q12. 留年した大学生や大学院生は県外大学生等の対象となりますか。

A. 大学等に在籍していれば、いずれも対象となります。

Q13. 鹿児島県外の職業能力開発校（高等技術専門校、テクノスクール）に在学していますが、県外大学生等の対象となりますか。

A. 対象となります。

Q14. 鹿児島県出身で、現在は県外で働いている人が、Uターン就職をするときも、県外大学生等の対象となりますか。

A. 卒業後3年以内の方であれば、対象となります。

Q15. 鹿児島県出身ではありません。県外大学生等の対象となりますか。

A. 在学または卒業後3年以下の条件に合えば、対象となります。

Q16. 高校を卒業して、県外で働いていますが、県外大学生等の対象となりますか。

A. 在学生は大学生に限りますが、卒業生は卒業後3年以内の方であれば、対象となります。

Q17. 大学を中途退学して、県外で働いて2年になりますが、県外大学生等の対象となりますか。

A. 退学した日から3年以内であることが証明できる資料があれば中途退学者も対象となります。

Q18. 県内企業のインターンシップや採用面接を県外で実施した場合、補助事業対象となりますか。

A. 鹿児島県外で行われたものは対象となりません。

Q19. 県外の大学に在籍しているまたは卒業後3年以内の留学生がインターンシップ、採用面接をした場合、県外大学生等の対象となりますか。

A. 鹿児島県内を訪れて行った場合であれば、留学生も対象となります。

Q20. 海外に留学している大学生等がインターンシップ、採用面接をした場合、対象となりますか。

A. 対象となります。

Q21. 補助対象外となるインターンシップ、採用面接はありますか。

A. 国や県、市町村、その他公的な機関から、同じ趣旨の補助金を別途受けている場合は対象外となります。

Q22. インターンシップの実働時間に要件はありますか。

A. ありません。

Q23. 事前登録をしていませんが対象になりますか。

A. 対象になりません。事前登録は必須です。

Q24. 事前登録の日時、人数が実施日時、実施人数と異なりましたがよろしいですか。

A. 問題ありません。

Q25. 「かごJob」に登録をしていませんが交付申請できますか。

A. 交付申請できます。「かごJob」登録は本補助金の申請要件ではありませんが、有効な就職情報提供サイトですので是非、登録をお願いします。「かごJob」で検索いただき登録いただくか、鹿児島県 商工労働水産部 産業人材確保・移住促進課 099-286-3026 にお問い合わせください。

Q26. 住民票を居住地に移していませんが対象になりますか。

A. 居住地が県外であれば住民票を移していなくても対象となります。

Q27. 親族に対する支給は対象になりますか。

A. 事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合には対象外となります。

2 補助対象経費

Q 1. オンラインによるインターンシップ、採用面接の経費は補助対象になりますか。

A. 居住地と事業所間の旅費、及び滞在に必要な宿泊費を対象にしておりますのでオンライン開催での経費は対象となりません。

Q 2. 他社と合同でインターンシップを行いました。補助対象になりますか。

A. 補助対象となります。交通費等を支給した企業が申請してください。1人の県外大学生等に対し各々支給する場合、支給金額が1人の上限金額を超えることがないようにして下さい。

Q 3. 消費税に対する考え方はどうなりますか。

A. 参加した大学生等に支給した金額から消費税相当額を除した分が補助対象となります。

Q 4. 宿泊費を参加した大学生等にではなく、事業所が宿泊施設、旅行代理店等に直接支払いした場合、または、交通費を事業所が公共交通機関、旅行代理店等に直接支払いした場合対象となりますか。

A. 支払い証明書、領収書等に参加した大学生等に要した交通費、宿泊費用であることが明記されている場合対象となります。

Q 5. 学生が当事業所のインターンシップ参加の前後に他県事業所のインターンシップに参加するなど、居住地と当事業所の往復にはならない場合、どこまでが補助対象経費となりますか。

(例)

居住地→他県インターンシップ参加→本県インターンシップ参加→居住地
居住地→本県インターンシップ参加→他県インターンシップ参加→居住地

A. (例) のように、居住地と本県インターンシップ先との往復だけではなく、前後に他県インターンシップに参加する場合は、他県インターンシップ先を「居住地」と見なし、本県との異動に要した経費を交通費の対象とします。また、このような場合、他県インターンシップ先を「居住地」と見なすことから、他県における宿泊費は補助対象とはなりません。

3 提出書類について

Q 1. 交付申請書はどこで取得できますか。

A. 県のホームページからダウンロードできます。

Q 2. 交付申請書に添付する書類は、何が必要ですか。

- A. 1 インターンシップ、採用面接に要した支払いを証明する書類
(支払証明書、受領書、領収書 等)
- 2 補助対象県内企業の振込口座預金通帳の写し
(金融機関、口座番号、口座名義が確認できるもの)
- 3 誓約書 (第3号様式)

Q 3. インターンシップ、採用面接者の居住地の確認、在学の確認、卒業後3年以内を確認する書類等の提出は必要ですか。

A. 事務局への提出は必要ありません。学生証、履歴書、在学(卒業)証明、エントリーシート等から企業様で申請に相違ないことを確認ください。申請書の「5. 支給内訳」に確認した書類をチェックしてください。

Q 4. インターンシップを一回実施した後、後日、採用面接を行ったのですがそれぞれ申請を行う必要がありますか。

A. 一回で一括申請してください。

Q 5. 卒業後3年以内の要件は具体的な定義がありますか。

A. 4月から翌年3月までの年度運営学校の定期卒業の場合、卒業年の4月1日から3年後の3月31日までを3年以内とします。
10月から翌年9月までの年度運営学校の定期卒業の場合、卒業年の10月1日から3年後の9月31日までを3年以内とします。
年度途中で卒業、退学した場合は卒業、退学した翌日から3年間を3年以内とします。

Q 6. 補助金交付申請時の添付書類の中で「インターンシップ、採用面接での支払いを証明する書類」とはどのような書類になりますか。

A. 支給した事業所等が発行する支払証明書、受け取った大学生等に発行する受領書、領収書等で支払（受取）金額、支払者名、受取者名、支払日がわかる書類の写しになります。

4 登録、申請方法について

Q 1. 申請はいつまでに行う必要がありますか。

A. 令和5年度の補助金の申請締切は以下のとおりです。

第1回事前登録者：令和5年10月31日（火）

第2回事前登録者：令和6年2月29日（木）

※消印有効

Q 2. 提出方法に指定はありますか。

A. 事前登録書はメール又はFAXにて受付いたします。

交付申請書は郵送又はメールで受付いたします。

メール、FAXの場合は到着確認のため、必ず電話にて提出の旨をお知らせください。

Q 4. 郵送方法に指定はありますか。

A. 特段の指定はしておりませんが、申請書類が何らかの事情により、県の申請窓口に届いていない場合の責任は負いませんので、郵送物の配達状況を確認できるサービス（簡易書留、レターパック）等を推奨しています。

5 その他

Q 1. 申請書が受理された後、どの程度で補助金が振り込まれますか。

A. 受理後、審査を行い、不備がなければ3週間程度を目処に振り込みをいたします。
確認事項、書類不備等があった場合は時間を要することがあります。

Q 2. 補助金を返還しなければならない場合がありますか。

A. 申請内容や領収書など、申請書類に虚偽があった場合には、全額返還となりますので、御注意ください。
なお、返還となった場合には、申請年月日に遡って、延滞金等が加算されます。

Q 3. 提出書類に不備、不足等があった場合、不交付となりますか。

A. 提出書類につきましては事務局で確認し、不備、不足があった場合は事務局から連絡差し上げることになります。ただし、連絡先に不備があった場合、または再三にわたる連絡の末、不通であった場合は不交付になる場合があります。

Q 4. 不交付となった場合、連絡がありますか。

A. 電話連絡もしくは申請書類の返還をいたします。

Q 5. 交付となった場合、連絡がありますか。

A. 交付決定及び確定通知書を郵送にてお送りいたします。

Q 6. 申請締め切り後に書類不備が見つかった場合不交付になりますか。

A. 申請締切日までの消印で発送された申請書が事務局に到着後、書類不備が見つかった場合、早期の不備修正に対応できれば支給対象となります。なるべく余裕のある申請にご協力ください。